

## フランスの大学における組織改革と連携の推進

大場 淳(広島大学高等教育研究開発センター)

oba@hiroshima-u.ac.jp

本稿は、フランスの大学における様々な組織改革を歴史的観点も踏まえて概観し、それが管理運営や意思決定構造にどのような変化をもたらしたか、また、多様な社会的需要に対して大学がどのように対応し、どのように他の機関や地域との連携を模索してきたかについて論ずるものである。

### 1 大学の地位・組織とその変遷

#### (1) 大学の地位

フランスの高等教育は、大学及び高等専門学校(グランド・ゼコール grandes écoles)等の大学以外の機関によって担われている。このうち、大学(ユニベルシテ universités)は、海外領土を除くフランス本土に82大学が設置されており<sup>\*1</sup>、2002-2003年度現在、高等教育就学者221万人中140万人を受け入れる最大の高等教育部門である(MJENR 2003)。大学は、教育行政を担当する国民教育省<sup>\*2</sup>の所管に置かれており、その他の高等教育機関は、同省を含む様々な省庁等の所管に属している。例えば、高級官僚養成機関として日本でもよく知られている国立行政学院(ENA: Ecole nationale d'Administration)は、首相府所管の教育研究機関である。大学は、1880年2月27日法及び同年3月18日法により国家の独占とされ、大学のみが学位授与権を有することが定められた。なお、私立の高等教育機関が大学の名称を冠することがあるが、国の定める大学学位授与権がなく、大学といえば基本的には国立の大学のことを意味する。また、国と地方の権限配分においても同様であり、公立大学は一部例外的に海外自治領土(ニュー・カレドニア等)にあるのみでフランス本土には存在しない。

現在の大学は、大学紛争の後に制定された1968年の高等教育基本法(Loi d'orientation de l'enseignement supérieur)(ファール Faure 法)で基礎が作られ、更に1984年の高等教育法(Loi sur l'enseignement supérieur)(サバリ Savary 法)<sup>\*3</sup>で制度的充実が図られ、現在に至っている。大学は、Savary法により、法人格を有する「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設(EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel)」とされ、この地位によって大学には、行政、財政、教育、学術上の自治<sup>\*4</sup>が与えられている。

大学の自治は次の三つの要素を含むとされる(MJENR 2002b)。

十分な組織的自律性。特に組織規範に関する自律性であって、大学の諸活動の大部分が、法令によってではなく、管理運営評議会で定められた諸規範によって支配されなければならない。

国との関係を契約化し、経済的・財政的な環境に組み込まれることを可能にすることによって、教育研究に関して十分な決定権を持つこと。

事後的な財政評価を行うことなどによって、規制が緩和されること。

しかしながら、法制上大学は法人格を有する自律した組織であるとは言え、実際の運営は国家による様々な規制によって縛られており、自治といっても極めて限定的なものにしか過ぎない。例えば、教職員は原則として公務員であり、定員、給与、服務等について細かく国の法令で定められているのが現状である。大学は長らく自治の拡大を求めてきており、例えば、「大学の自治」と題した 2001 年の大学長会議(CPU: Conférence des Présidents d'Université)のシンポジウムやその際に採択された基本方針「大学の自治と責任：新たな公共サービスに向けて」に典型的にそうした要求が示されている(CPU 2001)。

## (2) 大学の組織的な変遷

フランスは、長い大学の歴史を有する国である。中世から続いた大学は、革命期に一度廃止された後に、1806 年、ナポレオンにより国が管理する帝国大学( Université impériale)に統合されて復活した。帝国大学は全国を統轄する組織であり、実際の教育は、全国を大学区(académie)に分けて、各大学区ごとに独立した神学、医学、法学、理学、文学の 5 学部<sup>55</sup>を置いて実施することとされていた。この方針は、カリキュラムの統一や学位を国が認定することなどと併せて、全ての者に高等教育の機会を均等に提供することを一目的としていたが、実際は、全大学区にこれら 5 学部の全てが置かれた訳ではなかった。

帝国大学では、全国にある傘下組織における教員人事や管理運営などが一元的に行われることとなったが、国の関与はさほど大きくはなかった。大学の教員人事等はそれぞれの各学問分野を代表する研究者に支配されることとなり、各大学区における学部の独立性と併せて、パリを頂点とする学問分野(学部)別の階層構造が形成されることとなった。そして、帝国大学を継いだフランス大学(Université de France)は 1854 年に廃止され、学部支配体制は一層強固になった。

この状態は 19 世紀末まで続いたが、1870 年の普仏戦争敗北後、ドイツの大学の影響を受けてフランスでも改革が取り組まれた。1893 年に大学区ごとに学部の連合体に法人格を与えることとし、1896 年、法律でこの連合体を大学(université)と呼ぶこととした<sup>56</sup>。しかしながら、この改革は学部の独自性、学問分野別の階層構造を相当に崩すには至らなかった。改革が機能しなかった理由として、Musselin(2001、33 頁)は、フランスの大学

ではドイツのように研究が重視されるには至らなかったこと、学部を統合するような組織作りで失敗したことを挙げている。1939年、政府は、大学とは別に国立科学研究センター(CNRS: Centre national de la Recherche scientifique)を設置し、学際的な取組みを重視して研究を行わせることとした。

1968年、政治的危機を背景として大学の改革が断行され、学部は教育研究単位(UER: unité d'enseignement et de recherche)<sup>77</sup>に再編整理され、複数の学問領域からなる大学が組織されることとなった(Faure法の制定)。このときの方針では、パリのような大都市では複数の大学を設置し(ただし、全ての大学は複数領域とする)、中規模の都市では1大学に統合することとした。小規模の都市では、UERが自律的組織として、近隣の大学の傘下に置かれることとされたが、その後の高等教育の拡大に伴って、中規模の都市にも複数の大学が置かれ、小規模の都市にあったUERも大学として多くが独立していった。1970年までに、全国で73の学部が632のUERに再編され、66大学が設置された。

Faure法は、大学に自治を与えるとともに、学長の権限を強化し、外部者を含む全員参加型の自治体制等を整備した。それまでのフランスの大学は、二つの大きな力学で動いていたと言われる(Musselin 2001、53頁)。一つは、万人に平等に高等教育を提供するという力学であり、国家学位や大学の地位・構造の調和、全国への均衡な配置、無償制等を含む国家制度の構築として現れる。他方は、学部支配の力学であり、これはパリ大学を頂点とする各学問領域に閉じた構造をもたらし、大学として一体的に機能することを妨げていた(「学部共和国(République des facultés)」の構造)。Faure法は、そのような学部支配の力学の消滅を目指していた。しかし、学部支配構造はその後も形を変えて残り、1984年のSavary法制定後も状況は変わらなかった。Musselin(2001、55頁)は、この状態をもって、「学部共和国」としての大学は解体されたものの、「学問領域の後見下の大学(universités sous la tutelle des disciplines)」に置き換えられたに過ぎないと述べている。その結果、大学は同一的で差がなく、教育は学問的な性格が強く社会の需要に対応できず、学生の就職も限られたものとなった。そして、そのことは、グランド・ゼコルを始めとする大学外高等教育機関の発展を促し、他国に例を見ない大学以上の威信を持った高等教育機関の存在を許すこととなったのである。

他方、Faure法は大学に広汎な自治を与えることとしたが、予算や定数の配分は国によって管理され、また、教員人事も学問領域支配構造が続き、法人格を有しているとは言え、与えられた自治は極めて限定的であった。1982年に制定された分権法<sup>78</sup>によっても権限の委譲は行われず、国家学位、定数配分、人事、設備、予算の管理は、全面的に国の責務とされ<sup>79</sup>、その枠組は基本的に現在まで維持されている。

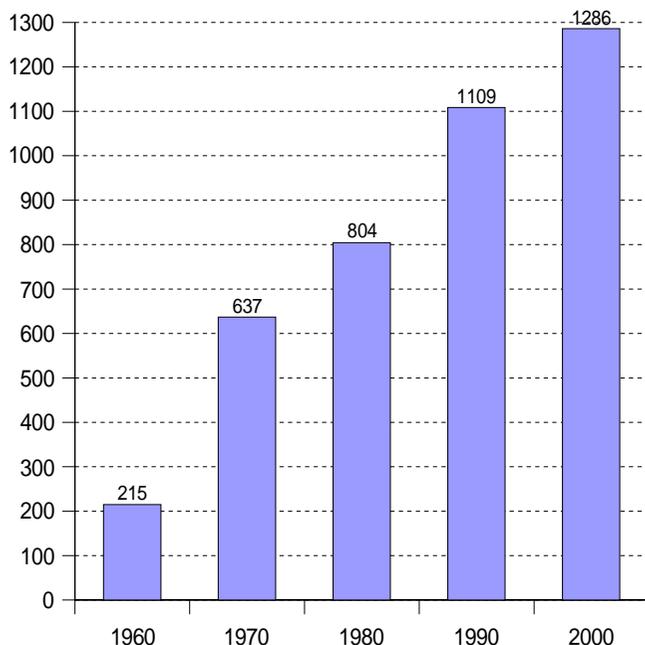
### (3) 高等教育の大衆化等への対応

戦後の高等教育大衆化等に伴って大学教育の多様化が進み、また、様々な社会的需要を

反映して、学部（後に教育研究単位(UFR))以外に、技術教育短期大学部(IUT: institut universitaire de technologie)<sup>\*10</sup>や教員養成センター(IUFM: institut universitaire de formation des maîtres)<sup>\*11</sup>といった様々な教育研究組織が大学内に構築されてきた。大学は、基礎的な教育研究組織である UFR を中心に組織されつつも、非常に多様な内部組織を抱える複合的な高等教育機関となってきた。

1989年、増え続ける学生（図1参照）の収容を主目的として、契約政策(politique de contractualisation)が始められ<sup>\*12</sup>、また、1989年に策定された大学2000計画(Plan Université 2000)<sup>\*13</sup>は国と地方が密に連携して大学整備に当たることとし、以降大学の自律性が高まるとともに、より多くの関係者が大学運営に関与するようになった。1990年代には、CNRSと大学との4年間契約(contrat quadriennal)の展開によって混成研究単位(UMR: unité mixte de recherche)の各大学への設置が進み、大学の研究も社会の要請を意識したより戦略的なものになってきている（CNRS 2002）。

図1 フランスにおける大学登録者数の推移（IUTを除く）



出典：DEP 2003

大学には、2002年現在、約48,000人の研究教員(enseignants-chercheurs)<sup>\*14</sup>があり、約3,000の研究グループや研究室に配置されている。研究グループ等のうち、中心的な役割を担う約1,200は、CNRSと共同で出資されるUMR(前述)を含む他の研究機関との共同研究単位である。UMR等は、大学の要請によって設立されるが、評価は各研究機関によって行われる。かかる研究組織はフランス独特のもと言われている<sup>\*15</sup>。研究予算の配分は、1990年代以降、CNRS等との契約によって配分される部分が多くなり、現在では研究費

(研究教員人件費を除く)の約9割が契約に基づくものである。

契約政策は、国が大学に焦点を当てた政策を進めることによって、先に述べたような強固な学問領域支配体制を崩し、国と大学との関係を変え、また、大学内の力学にも多大な

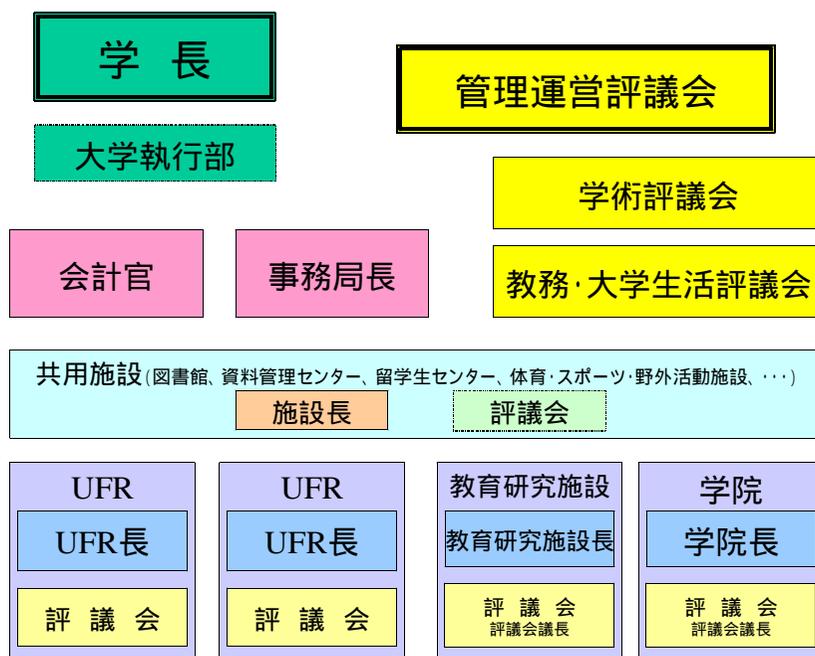
変化をもたらした。この結果、大学は唯一のモデル(l'Université)に拠るものではなくなり、「(多様な)大学の出現(émergence des universités)」(Musselin 2001、135頁)をもたらすこととなった。各大学は、「大学政策を練り上げ、集合的な計画を策定し、取るべき方向や考慮すべき優先順位を共同で決定する」ことが求められ(同134頁)大学管理運営に関して、合理化及び専門化が図られるとともに、その統治(gouvernement)方法が強化されることとなったのである(同135頁)。

1999年の大学からの技術移転の促進等を目的とする技術革新法の制定や同年の大学三千年紀(Université de Troisième Millénaire)計画<sup>\*16</sup>の策定等は大学の自律性の増大と地域社会との連携の強化を一層進め、また、ボローニャ宣言に始まる欧州高等教育圏創設の動きはフランスの大学の国際化を推進するとともにより一層の学生の多様化をもたらすことであろう。

## 2 大学の組織

大学には、教育研究組織として、基礎的な組織である教育研究単位(UFR)、並びに、学院(école)、教育研究施設(institut)が置かれる。このほか共用施設として、図書館、生涯学習施設、進路指導施設、産業・商業活動施設等が置かれ、また、管理運営組織として学長や合議機関、事務組織などが置かれている。図2に組織の概略図を示した。

図2 大学の組織



### (1) 教育研究組織

大学は、学問分野ごとに組織された教育研究単位(UFR)を基礎として設立される。UFRには、教育研究組織として、学科(département)、研究実験施設(laboratoire)、研究センター(centre de recherche)が置かれ、これらは学内手続によって設置が決定される<sup>\*17</sup>。また、管理運営機構として、教職員、学生、外部者からなる評議会(conseil)並びにUFR内の教員から評議会で選出される長(directeur)が置かれ、それぞれUFRの管理運営(administrer)、指揮監督(diriger)に当たる。

大学は、UFR以外に、学内で一定の自律性を持つ教育研究施設(institut)と学院(école)(以下「学院等」という。)を置くことができる。学院等は、高等教育審議会(Conseil national de l'Enseignement supérieur)に諮られた後、政令で設置が決められる(Savary 法第 25 条)。この種の組織として、112 の IUT(前述)、82 の技術学院(école d'ingénieur)、ストラスブール政治学院(Institut d'Etudes politiques de Strasbourg)<sup>\*18</sup> が各大学の内部組織として置かれている。なお、内部組織としての学院等以外に、"institut"及び"école"と位置付けられる教育研究組織が多数存在するが、その中には、法人格を有したまま大学に付置されている組織(例えば前述の IUFM)、大学とは別個の独立した組織(例えば国立応用科学学院(INSA: institut national des sciences appliquées)<sup>\*19</sup>)が存在する。

学院等(内部組織としての)は、UFRと異なって、財政的自律を保ち、また関係各省大臣は当該組織に直接予算を交付することができる(とされている(Savary 法第 33 条第 5 項))。UFR 同様に、学院等には評議会と長が置かれる。これらの長の職にはそれぞれの組織内の教員が就くものの、教育研究施設において当該組織内の評議会において選出されるのに対して、学院においては評議会の推挙によって所管大臣が任命することとされている。

UFR 及び学院等は、単独又は共同で各種の教育プログラムを提供しており、学生はそのいずれかに登録し教育を受ける。UFR と学院等の違いは、表 1 の通りである。UFR が学問領域に従って構成されるのに対して、自律性の強い学院等は教育研究に特定のミッションが与えられていることが多い。また、評議会構成員において外部者が占める割合が高く、議長も外部者から選考されるなど、学外との関係がより重視されている。

表 1 UFR 及び教育研究施設・学院

	UFR	教育研究施設・学院
組織	学問領域別に編成される大学の基礎的な教育研究単位。学科、研究実験施設、研究センター等からなる。	財政的自律を持ちつつ、独自のミッションをもって運営される教育研究組織。直接予算配分を受けることが可能。
長	評議会で UFR 内の教員から選出。任期	組織内の教員から、教育研究施設にお

	5年(1回のみ再任可)。組織の指揮監督に当たる。	いは評議会で選出、学院においては評議会の選考に基づいて関係大臣が任命。任期5年(1回のみ再任可)。組織の指揮監督に当たる。
評議会	40人以下。教員、それ以外の職員、学生、外部者(20%以上25%以下)からなる。教員数はそれ以外の職員及び学生の合計数を下回らないこと。	40人以下。教員、それ以外の職員、学生、外部者(30%以上50%以下)からなる。教員数はそれ以外の職員及び学生の合計数を下回らないこと。
評議会議長	UFR長が務める。	外部者の中から選出。任期3年(再任可)。

## (2) 共用施設

共用施設(service commun)は、図書館のような学生や教員の教育研究・学習活動を支援するための施設や生涯学習センターのような特定の活動目的を持ったセンターである。共用施設としては、図書館、生涯学習センターの外、資料管理センター、学生受入れ・情報・指導センター、産業・商業活動センターなどが含まれる。

共用施設は、政令で定められた手続に従って、各大学ごとあるいは複数の大学の共通施設として設置される(Savary 法第25条)。その設置は、管理運営評議会の3分の2以上の多数による決定によって、また、複数の大学の共通施設の場合は大学間の協約(convention)によって行われる。

各共用施設には施設長(directeur)が置かれ、各施設長は管理運営評議会の諮問を経て学長が任命する場合(例えば産業・商業活動センター)、学長の意見に基づいて国民教育大臣が任命する場合(例えば資料管理センター)などがある。また、評議会が置かれる場合があるが、その機能は施設によって異なっている。例えば、資料管理センターでは評議会がセンターを管理運営(administrer)することとされているが(政令85-694号)、産業・商業活動センターではセンター長が学長の指揮監督の下で施設を管理運営し、必要に応じて評議会の支援を受けることができるとされている(政令2002-549号)。

## (3) 管理運営組織

大学は、学長の決定(décision)、管理運営評議会(conseil d'administration)の議決(délibération)、学術評議会(conseil scientifique)及び教務・大学生生活評議会(conseil des études et de la vie universitaire)の提議(proposition)によって管理運営される。

学長は、在籍する常勤のフランス国籍を有する研究教員の中から、前述の3評議会の全委員による総会において全構成委員数の絶対多数を得ることによって選出される。任期は5年で、再任は認められない。学長は組織の指揮監督に当たり、外部に対して大学を代表する。また、3評議会の議長を務めるとともに、他の教職員全てを統督し、教員外の職員の配置に関する権限を有している。学長の職務遂行を支援するため、学長の提案に基づい

て大学執行部(bureau)が置かれる。表2に3評議会の概要を示した。

表2 3評議会の概要

	管理運営評議会	学術評議会	教務・大学生生活評議会
委員数	30～60名	20～40名	20～40名
委員構成	教員代表 40～45% 外部者 20～30% 学生代表 20～25% 技術・管理・労務・役務職員代表 10～15%	教職員代表(主として研究教員) 60～80% 第三期 <sup>*20</sup> 学生代表 7.5～12.5% 外部者 10～30%	教員及び学生代表 75～80%(両者は同数) 技術・管理・役務・労務職員の代表 10～15% 外部者 10～15%
権限・機能	大学の政策を定め、契約について議決し、予算の評決並びに会計報告の承認を行い、教職員ポストの配分を定め、教育・研究に関する協定の承認などを行う。	研究や学術情報に関する政策や研究費配分に関する基本方針を管理運営評議会に提案するとともに、教育プログラム、研究担当教員の資格審査、学内組織の研究プログラムや契約などについて諮問を受ける。	教育の基本方針について管理運営評議会に提案し、学位授与権設定と新たな専攻の設置の予審を行い、学生支援の諸方策の策定などについての決定を行う。

これらの組織は法令で定められたものであり、各大学には委員の配分等に若干の裁量があるだけで、全ての大学に同じように設置されているものである。しかしながら、各大学の歴史やUFR等の構成、置かれた地域の状況などから、その運用の実態は様々である<sup>\*21</sup>。

#### (4) 事務組織

大学には事務局長(*secrétaire général*)と会計官(*agent comptable*)が置かれる。事務局長は、学長の推薦によって国民教育大臣から任命され、学長の命の下で大学の管理事務(*gestion*)に従事する。会計官は、学長の推薦によって、国民教育大臣及び財務大臣の共同布告(*arrêté conjoint*)により任命される。会計官は、国の会計官(*Comptable public*)としての地位を持ち、学長の決定により大学の財務責任者の職務を行うことができる。事務局長及び会計官は、管理運営評議会等管理運営に関する審議機関に投票権無しで出席する。

各大学には、事務局長以下に事務局が編制される。事務局は大学の管理運営に関して、財務や人事、教務、国際交流など様々な事務に従事する。前述の3評議会の庶務を務めるのも、大学の事務局である。

事務局の構成は大学の規模や構成などによって異なるが、総務、経理、人事、教務、国

際交流、広報、情報システムなどの担当部門が置かれる。また、事務局とは別に会計官を長とする会計室(agence comptable)が置かれる。

ボルドー第3大学の例を図3に、サボワ大学の例を図4に、それぞれ下に示す。

図3 ボルドー第3大学の事務組織

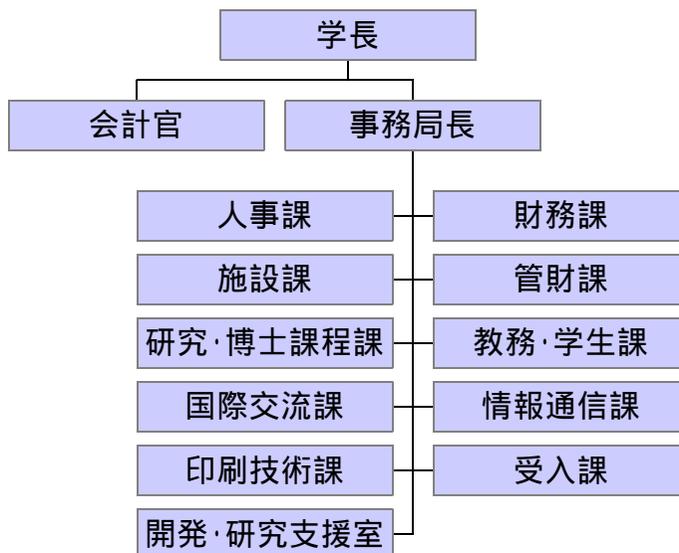
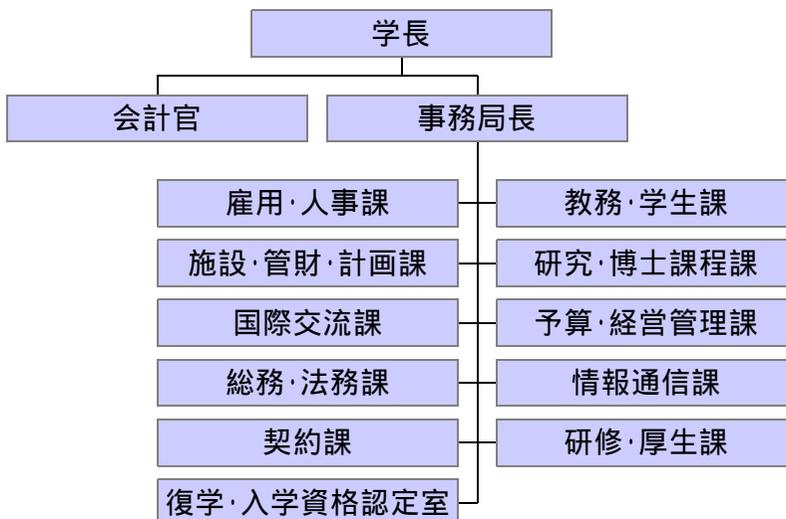


図4 サボワ大学の事務組織



日本の国立大学については、規模が同程度の場合、部課の構成はほぼ共通するが、フランスの国立大学については、人事を担当する課などは共通して見られる半面、それ以外に多様な事務組織が存在している。また、大学の経営面における事務局の関与の度合いも大学によって少なからぬ相違があり、例えば、3評議会に投票権無しで出席すると法令上規定される事務局長の当該評議会における実際の発言権や影響力も大学によってまちまちである。

### 3 学部の連合体から統合された大学へ～契約政策の所産

#### (1) 契約政策の導入

契約によって国の予算配分を行うという契約政策は大学に限った政策ではなく、国の事務の近代化の一環として、特に1980年代から多くの分野で導入された政策である。高等教育行政においては、既に1983年から研究分野において4年契約を国と大学が締結することによって、一部の予算配分が行われるようになっていた。その主たる目的は、国と国家施設との間に新たな関係を成立させること、大学の自律性を拡大すること、複数年にわたる戦略的計画を立てることによって責任を明確にすることの3点であった。この政策は、1989年には他の高等教育機関にも適用されるとともに、大学の全分野へ拡大されることとなった。そして、翌年以降、準備の整った大学との間に契約が締結され、4年毎に契約が更新されてきている。

契約は各大学毎に交渉・締結される。その基礎となるのは、大学の強い部分と弱い部分の分析と大学の位置する地域的・国家的・国際的環境の状況把握を踏まえて作成される大学政策に関する戦略的な計画である。当該計画には大学の目標と優先事項が定められ、契約においてその実現に必要とされる資源が規定される。新たな契約の策定に際しては、直前の契約の成果が参酌される。

国民教育省は、契約に先んじて手引書を関係大学に配布し、契約に際しての国の方針を示している。2003-2006年の契約に向けて示された方針は、表3にあるような2分野6項目に渡り、手引書において116頁を費やして詳細に説明されている(MEN 2001)。

表3 4年契約手引書の項目

---

#### (1) 使命にかかる方針

教育の提供、文献情報サービス(documentation)、学生生活、組織、管理  
研究、技術、博士課程教育

国際的な門戸開放に関する政策

#### (2) 使命遂行の支援にかかる方針

人的資源管理

出典：MEN 2001

各大学は契約初年の前年2月末までに、前期契約の成果一覧、大学戦略についての梗概、上記方針への対応、これらとは別に研究に関する契約にかかる書類一式（博士課程教育施設の認証申請、研究単位の承認申請等）を国民教育省へ提出しなければならない。これらを基に各大学は国民教育省と交渉し、そして契約が締結され、それにかかる予算配分を受ける。

日本の国立大学の法人化後に実施される中期目標・中期計画と比較して、例えば、対象とする範囲や年限、評価法などに少なからぬ相違はあるものの、その精神や内容において多分に類似点を見いだすことができよう。

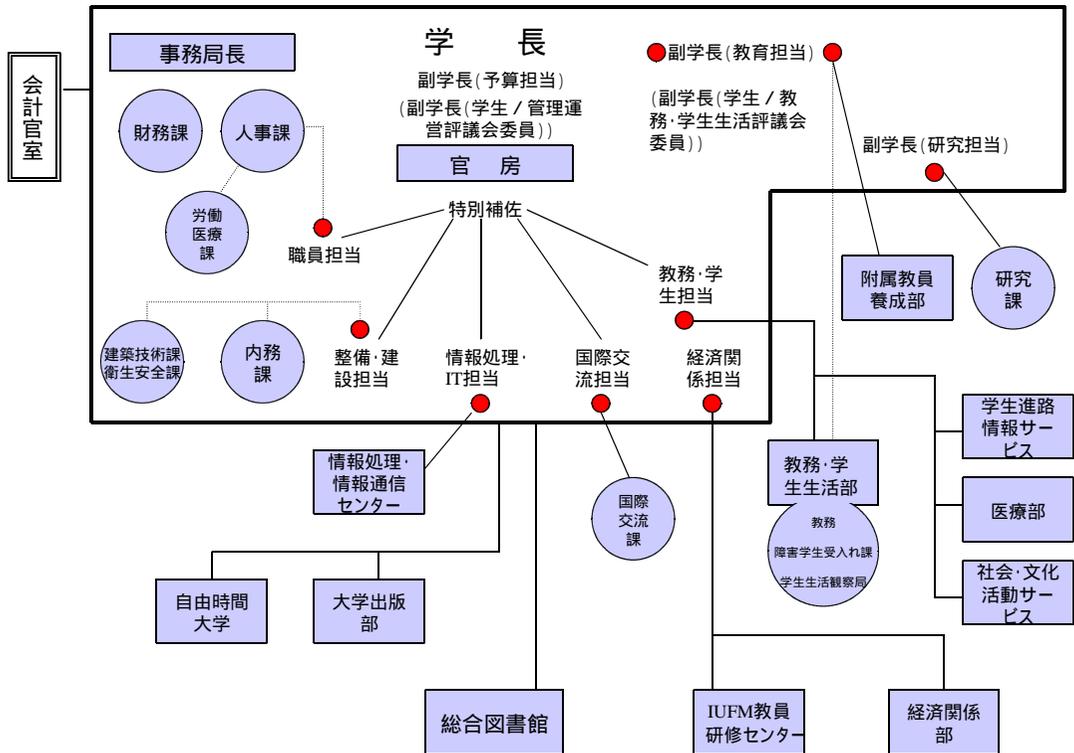
## （2）大学として意思決定を行うための組織整備

契約政策の第一の目的は増大し多様化する学生の受入れへの対応であったが、結果として大学が一つの組織として実体的に機能することを可能とした。すなわち、各大学が計画を策定するに当たって、大学の政策や将来の発展方向にかかる優先事項を含む必要があり、そこには全学に関わる内容（学生の受入れ体制の改善、落第率の減少など）が含まれ、全学的な立場での検討を必要としたためである。そして、計画を決定するに際しては、学内において交渉を重ねつつ、妥協を図りながら最終的な合意形成を必要とした。

こうした合意形成は、学問領域別に組織が構成される大学においては、従来は非常に困難であった。1983年に導入された研究に関する4年契約は、制度的には1989年以降のそれに類似するものではあったが、実際の運用において、大学ではなく各研究グループへの予算配分になったため、従来の構造へ変革をもたらすことはなかった（Musselin 2001, 140頁）。しかし、1989年の契約政策は、大学が前面に出てきて国と契約を行うこととされたことから、大学としての意思決定を行うための組織作りが不可欠となったのである。この点、Musselin（2001, 105頁）は、契約政策の導入は、学問領域の理論によって動かされて個々の大学の事情をあまり参酌しなかった国の行政の在り方を否定し、「大学を手続きの中心に据え、学問領域に基づく基準を最小化或いは周辺化し、それまで後見的な運営方式（筆者注：各大学の教育の在り方や教員人事等をそれぞれの学問領域で決定すること）を特徴付けていた実践と原則を数箇月のうちに覆してしまった」と述べている

例えば、オルレアン大学では、特に国民教育省との4年契約締結及びその前提である大学の戦略的計画策定に備えて、学長及び学長を補佐する副学長及び特別補佐(chargés de mission)から構成されるチームを中心とした執行体制を敷いている（図5）<sup>\*22</sup>。

図5 オルレアン大学の執行体制

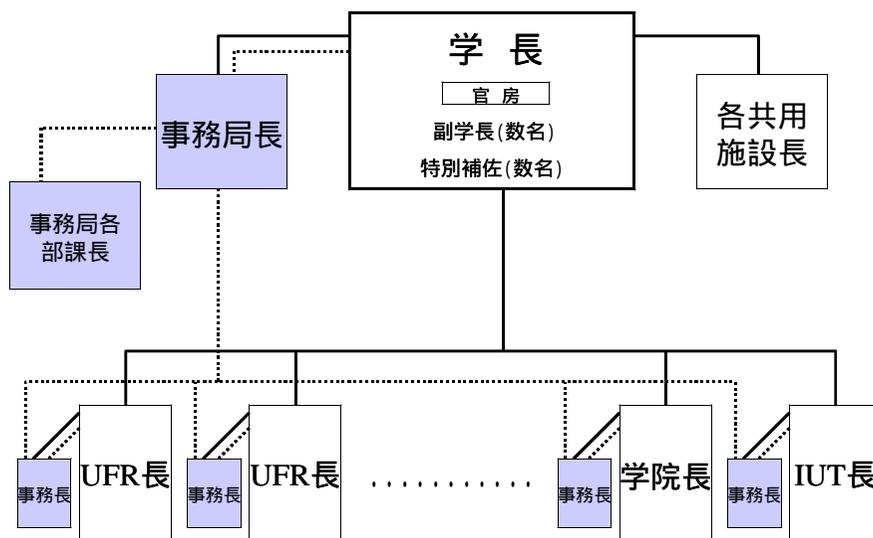


出典：Université d'Orléans (1999)

この図から、学内の様々な組織から特別補佐が任命されていることが分かる。しかし、当該学長チームの中には、事務局長は加わっておらず、また、事務局幹部の参加も少ない。そうした人的構成は大学行政管理に関する専門的な知識に欠けるところがあるものの、チームとしての一体性及び専門性(technicité)によって、契約準備段階で大きな実績があったとされている。また、オルレアン大学では、大学運営が効率的に行われるための最も重要な要素として「連合体としての大学(établissement d'allure fédérale)」が重視され、それは、学長、学長チーム、部局長間の相互の信頼関係によって成り立っているとされている。そのような状況は同大学では以前から見られたものの、現在、最もよく機能しているとされており、その状態を指して「中央集権と地方分権」あるいは「集中と分散」の均衡にあると表現している。

当該連合体組織は図6のように示される。図中、実線は連合関係を、点線は指揮命令関係を表している。

図6 オルレアン大学における連合体組織



出典：Université d'Orléans (1999)

### (3) 管理運営の変化

契約政策の導入は管理運営に様々な変化を与えたが、具体的には、自己の組織に関する様々なデータの収集・分析とそれに基づく意思決定、並びに大学の有する資源の有効活用に努めるようになったことに最も現れたと言われる（Musselin 2001, p.137）。

大学は、契約に必要な計画を策定するに当たって、目標や優先事項を決めなければならない。その際、学内の合意を得るためには、執行部が自己の組織に関する様々なデータ（分野別等の学生数の推移、学部等における職員と学生の比率、管理する資産など）を有した上で、それに基づいた説得力のある提案を行うことが効果的である。予算や定員の配分に関する提案等を行うにおいても、同様にデータが必要不可欠である。また、逆にUFR等から予算や定員を要求するに際しても、やはりデータを示しつつ行う方が執行部や他のUFR等に対して説得力を増す。その結果、例えば、定員の配分において、従来のようなUFR等による順送りによる配分は減少していった。

多くの大学で、データ収集や分析の仕事に当たらせるため、専門職が雇用された。また、大学間で協力しつつ情報化を進める努力も行われ、学生管理に関する Apogée や予算・会計管理に関する Nabuco といった共通ソフトウェアの開発へとつながった。こうした情報化は、事務の簡素化につながることから事務官には概ね好評であったものの、各教科の特性から派生する必要性などが考慮されていないことなどから一般に教員には不評であったと言われる。しかし、全学を通して同じシステムを使用することは、大学全体からそれぞれの立場などを考えるのに大きく寄与した。

また、契約は計画実施に必要な資源を包括的に配分したため、各大学はその使用について多大な注意を払うようになった。例えば、新たなコースの設置に関して、当該コースの学術的妥当性だけでなく、設置に必要な資源（人員や場所など）や各種規定との整合性についても、教務・学生生活評議会の審議事項となることとなった。そして、そのことは大学人が、資源の管理について責任の所在を明確にし、第一の要因と併せて、大学がより自律的に運営することを可能にしたのである。そして、契約の締結を重ねるに連れて、自己の学問領域への帰属意識の強い教員の意識も次第に変わり、大学全体として活動を行う環境が醸成されてきたのである。

#### （４）大学の自律性の拡大と内部の力関係の変化

フランスの大学は、1968年のFaure法制定以来、いずれの政府も大学も「自治」を重要視することを表明してきたが、これまで見てきたように政府から大学への権限の委譲もほとんどなく、政府と大学の関係は基本的には変わらなかった。その理由について、Friedberg et Musselin(1993, p.14)は、政府から権限の委譲がないことを大学側が非難しつつも、自己の責任で大学運営を行うよりは政府の定める規範に従って予算配分を受ける方がより簡便とみなしたためと述べている。しかしながら、契約政策の導入は、大学が一つの統合された組織体としてより自律的に活動することによって、将来の自治の拡大へとつながることにもなった。

半面、学長を中心とする大学執行部に権力が集中するようになり、少なからぬ大学において、契約政策導入以前以上にUFR等との軋轢が生じるようになったことも否めない。学長は、契約締結に際して大学を代表して国民教育省と交渉し、その際は単なるUFR等の利益代弁者ではなく、全学的観点から大学の発展向上を最優先に交渉を行い、契約の実施に際してはUFR等へ大学共通の目的等に従うよう求めるのである。その結果、学長は単なる「同輩中の主席」ではなくなり、学問領域の特性やUFR等の自治などが考慮されなくなる傾向が生じる。例えば、機構・定員要求において、あるUFRが最優先で要求したポストが、大学から計画として国民教育省に送られる際には当該UFRの第二順位あるいは第三順位のポストの下に位置付けられたり、空席になった教職員定数は執行部の管理に移ったり、研究実験施設の統合整理が行われたりなどといったことがあり得るようになったのである。

#### （５）その他の変化

各大学は、大学の外部に対してそれぞれの独自性や特性を強調するようになり、例えば、置かれた地域の需要に応じた教育を提供するようになった(Musselin 2001, p.143)。また、大学の名称も、地名(都市名)+番号ではなく、関係する高名な学者の名前を冠したり、より地域を意識した名称としたり、大学の象徴となるロゴを定めたりするようになった。

た。日本の大学で「ユニバーシティ・アイデンティティ」を意識し始めるようになってきたことと軌を一にしていると思われる。

なお、以上に述べてきた契約政策の影響は、全ての大学に均等に現れている訳ではない。現在、学内合意を図りつつ契約政策を積極的に活用してより戦略的な運営を行っている大学と、学部(UFR 等)自治が強い旧態依然の大学との間に大きな差が生じつつある状況にあり、その差は今後一層拡大するものと考えられる。

#### 4 大学を中心とした高等教育・研究機関、地域との連携

近年、情報化、国際化、欧州連携の進展などを受けて、大学の内部組織が変化するだけでなく、他の高等教育・研究機関や地域の自治体や経済・産業界との連携が進み、それに対応した組織が大学の内外に構築されてきている。本節では幾つかそういった組織の例を取り上げて紹介するとともに、それらについての具体的例を示すこととする。

##### (1) 連携を推進するための組織

##### ア 産業・商業活動センター(SAIC: Services d'activités industrielles et commerciales)

1999年の技術革新・研究に関する法律で設置が決められた新しい種類の共用施設である。関係政令(2002-549/2002-601/2002-1347)が整備されたのは2002年であるが、既に2001年夏から試行的な整備が進んでいる。

SAICは、学内研究施設の企業への貸与や知的所有権の運用など、生涯教育(formation continue)を除く学内の全ての産業・商業活動に従事する。その主たる活動は以下の通りである。

産業的・商業的な協約や合意(第三者との試験、研究、調査、分析、専門的助言・指導などに関する契約)の実施の交渉並びに遂行。

特許、使用許可(ライセンス)、知的・産業的所有権、研究活動の開発及び活用。  
企業創始者や設立間もない企業に対する施設や備品、資金の提供。

出版活動、賃貸借(施設及び物品)の管理。

その他の大学活動の商業化。

SAICの設置は、管理運営評議会の2/3以上の多数による決定によって行われ、その組織規約も管理運営評議会で決められる。センター長は、学長が管理運営評議会に諮った後に任命する。センター長は、学長の命の下でセンターの管理運営にあたり、SAICの指揮監督に従事する。SAICには、必要に応じて、センター長の補助機関として評議会を設置することができる。

また、SAICは、単一の大学内部ではなく、複数の大学が共同で設置することができる。その場合は、各大学の管理運営評議会の議決を経て協約が締結されることによって行われる。センター長の任命方式や運営方法、構成、評議会の権限・運営法は、当該協約で決め

られる。

SAIC の予算は、大学の一般会計とは別の附属会計(budget annexe)に計上される。そこには、収入として活動による収益の全て、支出として活動に必要な人件費や物件費等の全てが含まれ、効果対費用が明確になるようになっている。このため、国が雇用する職員<sup>\*23</sup> の人件費については、SAIC の活動への参加の度合いに応じて国に対して負担することとされている。また、SAIC は、契約に基づいて(最長3年)、非常勤の職員を採用することも可能である。

この共用施設の特徴としては、他の学内組織と比較して組織編成の自由度が高いこと(例えば、評議会の設置が任意である)、収入及び公務員である職員の人件費を含む支出が明白であって費用対効果の評価が容易であること、非常勤職員を前提としていることなどが挙げられる。

#### イ 大学と国立技術学院の連携

既に 82 の技術学院が大学の内部組織として設置されている旨述べたが(2(1)参照) 現在、国民教育省によって、更なる統合・連携のための政策が進められている。この政策は、学院が国際的な広がりをもって教育を行うことを可能とするとともに、研究に基づく教育や研究のための教育を充実することを目的としている。

Savary 法第 43 条は、官立及び私立の高等教育機関が大学等に付置(rattachement)乃至統合(intégration)されるための手続を定めているが<sup>\*24</sup>、国民教育省は付置・統合を容易にするため、付置・統合される機関に従前の組織規約を採用するよう努めている。プレスト、メス、サン＝ティエンヌ、タルプの4国立技術学院の大学への付置を定めた政令2000-271号はその例であって、本政令第2条は、国立技術学院は大学等に付置されるのが適切である旨規定している。

#### ウ 大学理工科センター(centre polytechnique universitaire)

1985年の技術・専門教育に関する計画法(Loi de programme no 85-1371)第13条で規定されていたが、1999年に政令99-1225号で設置が決定されたナント大学の理工科学院(Ecole polytechnique de l'Université de Nantes)が最初のセンターである。同学院は、ナント大学に付置されていた二つの教育研究施設(Insitut universitaire des sciences de l'ingénieur 及び Institut de recherche et d'enseignement supérieur aux techniques de l'électronique)を統合して設置されたものである。法令上は大学内部組織としての学院であるが、同学院は直接に人員と予算の配分を国から受ける(同政令第3条)。同学院は、技師の養成・研修、研究・技術の開発、産業開発への支援、成果の活用を行うこととされている。

更に、トゥルーズ国立理工科大学の2学院(Ecole nationale supérieure de chimie de

Toulouse 及び Ecole nationale supérieure d'ingénieurs de génie chimique) が統合されて、国立化学工学高等学院(Ecole nationale supérieure des ingénieurs en arts chimiques et technologiques)が設置され(政令 2000-1158 号)、エクス=マルセイユ第 1 大学及びエクス=マルセイユ第 3 大学の 3 教育研究施設 (Institut universitaire des sciences pour l'ingénieur de Marseille, Aix-Marseille-III、Institut universitaire des systèmes thermiques industriels, Aix-Marseille-I、Institut de formation d'ingénieurs Charles-Fabry, Aix-Marseille-I) が統合されて、エクス=マルセイユ第 1 大学附属マルセイユ理工科学院(Ecole polytechnique universitaire de Marseille, AixMarseille-I)が設置されるなど、次々と大学理工科センターの設置が相次いでいる。

これは、技師養成校と大学とを連携させることによって、教育システム全体の効率化を図ることを目的としている。これによって、大学教育の一部がより実践的になり、産業界との連携が深まることが期待されている。

#### エ 欧州大学拠点(pôle universitaire européen)

1990 年、大学 2000 年計画の枠組みで、一地域に集中して存在する高等教育機関及び研究機関等で構成される「欧州大学拠点」が構想され、これまでボルドー、グルノーブル、リル及び北パ＝ド＝カレ、リヨン、モンペリエ及びラングドック - ルーシヨン、ナンシー - メス、ストラスプール、トゥルーズ、レンヌの 9 箇所に設置された。これは、大学を中心としつつ、周辺に存在する高等教育・研究機関を連携させることによって、欧州あるいは国際水準の一大拠点を国内に形成するものである。各拠点では、構成する機関が共通の目的に基づいて協同するため、調整や協力の援助を行ったり、周辺の自治体や経済界、国際的なパートナーとの連携のための枠組みが作られている。

欧州大学拠点は、Savary 法第 45 条で規定される公的利益団体(GIP : groupement d'intérêt public)<sup>\*25</sup>の一形態であるが、大学が主体となって、地域の公私立の研究機関、高等教育機関、自治体、企業等とともに形成するものである。拠点には、管理運営のため、管理運営評議会及び拠点長が置かれる。国民教育省は発展契約を通じて予算を配分し、その発達を促進している。

#### オ デジタル・キャンパス(CN : campus numérique)

国際競争が増大する中、フランスの高等教育の卓越性を維持向上し、近代化することを目的として、2000 年に始められた政策である。新しい情報通信技術を活用して、遠隔地から高等教育を提供するこのプログラムに対して、2000 年に 49 件、2001 年に 66 件、2002 年に 36 件の提案が採択され、2003 年 4 月までに 64 デジタル・キャンパスが開学している。なお、2002 年度募集のプログラムには、情報通信技術によって教育活動を支援する「学習デジタル環境(ENT: environnements numériques de travail)」が含まれて

おり、2003年4月までに4件のENTが構築された。

デジタルキャンパスは、既存の大学等が参加するコンソーシアムによって運営される。その設置形態は、協約によるもの、公的利益団体（前述）、財団、有限会社など様々である<sup>\*26</sup>。コンソーシアムに参加するのはフランスの大学等だけではなく、国外の高等教育機関、内外の企業などといった協力機関も含まれている。2003年4月現在、82大学を含む400近くの教育機関等の参加を得て、デジタル・キャンパスが運営されている。これらのうち、68%が国外の協力機関の参加を得ており、また、全体の9%は協力機関の全ては国外の機関である。参加機関の内訳を表4に、主要な実施領域を表5にそれぞれ示した。

表4 デジタル・キャンパスの参加機関

---

( 高等教育機関 )	
大学 ( INP を含む )	82
IUFM	29
その他の高等教育機関	22
( 協力機関 )	
国立遠隔教育センター ( CNED ) の参加する CN	19
企業	50
団体 ( association )	48
( 国外 )	
大学	45 ( 27 国 )
うち欧州内	21
うち仏語圏	21

---

出典： <http://www.educnet.education.fr/superieur/campus.htm> ( 2003年4月現在 )

表5 デジタル・キャンパスの主要実施領域

---

科学技術 ( Sciences et Techniques )	18 %
情報通信技術、教育工学 ( TIC et Ingénierie de formation )	8 %
医学、保健 ( Médecine et Santé )	15 %
法学、経済、経営 ( Droit, Economie, Gestion )	8 %
人文・社会科学 ( Sciences humaines et sociales )	9 %
学際領域	7 %

---

出典：http://www.educnet.education.fr/superieur/campus.htm（2003年4月現在）

デジタルキャンパスが提供する教育は、情報通信技術を活用しつつ、受講者の地理的・時間的な制約を受けずに、各受講者の希望や震度に応じた自由度の高い教育を提供することを目的としている。教材は、インターネット、CD-ROM、ビデオ、マルチメディア、書籍など様々な形態で用意される。なお、CNのうち24%のみが全てのプログラムを遠隔教育で行うこととしており、その他は教室などを活用したプログラムとなっている（全体の5%は教室利用のみ）。

講義の対象は、2002年1月の調査によれば、126のプログラム中、33が通常の学習プログラム、67が生涯学習プログラム、34がその両者を対象とするプログラムである。また、受講水準は、第1期が288人（うち生涯学習が78人、以下同じ）、第2期が2,503人（720）、第3期993人（639）、その他1,955人（1,925）となっている（MJENR 2002c）。

なお、コンソーシアム自体は高等教育機関としては位置付けられず、受講希望者はコンソーシアムを構成するいずれかの大学に登録した上で講義を受けることになる。

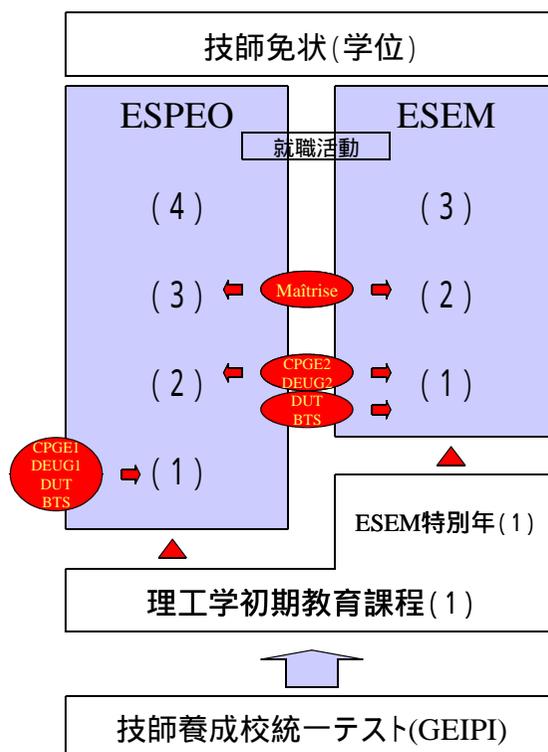
## （2）具体的な取組の例

### ア オルレアン大学理工科学院

オルレアン大学は、2002年4月、エネルギー・物質高等学院(ESEM)及び電子光学技法高等学院(ESPEO)を統合して、理工科学院(Ecole polytechnique de l'Université d'Orléans)を設置した。これは、企業の需要に対応するべく、教育研究領域を拡大し、複数分野の知識をもって革新性のある幹部候補生を育てることをめざすことを目的として設置されたものである。

ESEMとESPEOは、理工学院に統合された後も、一定の独立性をもって教育を行う。学生は技師養成校統一テストを受けた後、合格が認められれば共通課程である理工学初期教育課程（1年）<sup>\*27</sup>を受け、試験に合格すれば、その後は選択によってESPEO又はESEM進学を前提とした特別年へと進むことができる。また、相応する免状（学位）を保持していれば、ESPEO/ESEMのそれぞれ第1～3学年、第1・2学年に、直接入学することも可能であるなど、教育に柔軟性を持たせることとしている。

図7 オルレアン大学理工学院教育課程



出典：IPUO (2003)

### イ ポワティエ大学企業連携センター

ポワティエ大学は、パリ南西約 300km に位置するポワティエ市に本部を置く大学である。法学・社会科学、経済学、医学・薬学などの 7 UFR、7 学院・教育研究施設を有する総合大学ある。ポワティエ市の外、4 都市にキャンパスが分散して置かれている。学生数は 24,000 人で、うち 3,200 人が外国人学生である。

ポワティエ大学では、1990 年代末、対外担当の副学長を設置するとともに、2000 年に関係業務を大学企業連携センター(CURE: Centre universitaire de relations avec les entreprises)に集中させ、企業への唯一の窓口とした。

CURE は、国と州の発展契約の枠組みで設けられた組織で、運営もその資金に拠っている。CURE は学内組織及び連携組織の集合体であり、次の組織が置かれている。

#### 研究活用室(Cellule de valorisation de la recherche)

大学の研究室が、学外の企業や公共機関等と研究に関する契約を結ぶに当たって、知的所有権やその活用、使用料などに関して助言し手続を行うなどの支援を行う。また、企業

等との連携活動の開拓を推進し、また、大学の研究者に研究成果を活用するよう働きかけを行う。

研究活用室は、CNRS 及び ENSMA<sup>\*28</sup> と共用の組織である。

教育・参加・学習再開支援サービス(SAFIRE: Service d'Accompagnement à la Formation, à l'Insertion et à la Reprise d'Etudes)

大学の職業教育の枠内で行われる学生の企業研修や学位取得者の募集等に関する企業の情報提供、大学での学習再開あるいは学位取得を目的とした職業知識認定を希望する者への支援などを行う。

ポワトゥ・シャラント州ベンチャー企業設立支援サービス(Incubateur Régional Poitou-Charentes)

市場分析、市場参入戦略の策定、実施計画の作成、広報戦略の策定などに関して専門的な助言や提言を行うことによって、大学の研究を活用したベンチャー企業の設立支援を行う。当サービスは、企業設立のプロジェクト提案を受けて、内部の選考委員会が提案を評価し、支援すべきプロジェクトの選択を行う。

当サービスは、CNRS、ENSMA、ラ＝ロシェル大学と共用の組織である。

大学施設活用管理室(Bureau de gestion de la Plate-Forme Technologique)

主として地域の中小企業を対象として、大学が有する施設や設備を活用を提供する。企業は、各種の試験や測定、計算あるいはサービス提供等を行ったり、人を派遣して最新の技術を身に付けさせたりすることができる。

ウ ボルドー欧州大学拠点(PUEB: Pôle universitaire européen de Bordeaux)

PUEB は、ボルドーにある4大学、アキテンヌ州、ジロンド県、ボルドー都市圏<sup>\*29</sup>、ボルドー市を構成員とする連合体組織である。PUEB では、更に、ポー大学、グランド・ゼコル、研究機関、商工会議所、地方学生厚生センター<sup>\*30</sup> 等が、これらの構成員とともに密接な連携・協力を行っている。PUEB の主たる活動はの通りである。

表6 ボルドー欧州拠点の主たる活動

---

広報活動：ボルドーで提供される教育と研究を紹介すること。

外国人学生・研究者の受入れ：国際交流館(Maison internationale)等によって可能な限り快適に受入れを行うこと。

留学への支援：語学教育支援プログラムによって学生の留学を支援すること。

国際協定：DEBUCI<sup>31</sup> を活用して国際協定の締結に努めること。

---

出典：http://www.poleuniv.u-bordeaux.fr/（平成 15 年 2 月参照）

PUEB には、管理運営について決定を行う管理運営評議会(Conseil d'administration)、諮問機関である運営方針委員会(Comité d'orientation)が置かれている。管理運営評議会は、PUEB の構成員代表からなる 8 名の委員で構成される。運営方針委員会は、管理運営評議会委員及び以下の代表を含む外部委員から構成される。

- ・ 仏語圏政府間機構附属仏語情報・教育新技術研究所(Agence Intergouvernementale de la Francophonie - Institut francophone des Nouvelles Technologies de l'Information et de la Formation)
- ・ 仏ソクラテス機構(Agence Socrates-France)
- ・ 完全・部分仏語大学連合 = 仏語表現ネットワーク大学(Association des Universités Partiellement ou Entièrement de Langue Française - Université des Réseaux d'Expression Française)
- ・ ボルドー・ジロンド経済発展機構(Agence de développement économique de Bordeaux et de la Gironde)
- ・ 原子力委員会アキテンヌ科学技術研究センター (Commissariat à l'Energie Atomique / Centre d'Etudes Scientifiques et Techniques d'Aquitaine)
- ・ 農業・環境技術研究所(Institut de recherche pour l'ingénierie de l'agriculture et de l'environnement)
- ・ ボルドー病院センター(Centre Hospitalier de Bordeaux)
- ・ ボルドー商工会議所(Chambre de Commerce et d'Industrie de Bordeaux)
- ・ ボルドーグランド・ゼコル協会(Club des grandes écoles de Bordeaux)
- ・ 国立科学研究センター(Centre National de la Recherche Scientifique)
- ・ 地方学生厚生センター(Centre Régional des Oeuvres Universitaires et Scolaires)
- ・ フランス海洋開発研究所(Institut Français de Recherche pour l'Exploitation de la MER)
- ・ 国立農業問題研究所(Institut National de la Recherche Agronomique)
- ・ 国立健康医学研究所(Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale)
- ・ アキテンヌ人文科学館(Maison des Sciences de l'Homme d'Aquitaine)
- ・ ポー大学(Université de Pau)

エ コンソーシアム <sup>カネージュ</sup> CANEGE(Consortium CANEGE)

CANEGE(Campus numérique en économie et gestion)は、経営・経済の分野のデジ

タルキャンパスを構築するコンソーシアムである。当該コンソーシアムは、パリ第9大学、グルノーブル第2大学、ナンシー第2大学、ニース大学、パリ第11大学（法・経済・経営学部）、パリ第1大学附属パリ企業管理学院が、国立遠隔教育センターと連携して運営に当たっている。

CANEGE は、デジタル化された教育内容を遠隔操作によって科目毎に提供するものであり、得られた単位はヨーロッパ単位互換(ECTS)システムに則って必要単位に換算することが可能である。提供される教育内容とその担当は表7の通りである。

表7 CANEGE のプログラムと提供大学

プログラム <sup>*32</sup>	科目数	提供大学
経済・経営 DEUG	24	ニース、グルノーブル2、パリ11
経営科学 Maîtrise	24	パリ9、パリ11、ナンシー2
企業経営適性証明書 DESS	20	パリとナンシーとニースの企業管理学院
資格取得のための継続教育	12	パリ9、ナンシー2、グルノーブル2、ニース

出典：http://www.canege.org/

これら全ての科目について、講義内容は全てデジタル化され（双方向授業、事例研究、自己テストを含む）、チューター制やフォーラム、チャット、掲示板、テレビ会議などによって、遠隔にて講義のフォローアップができるように工夫されている。

講義の対象として想定している者は、地理、年齢、身分にかかわらず、通常の大学教育を受ける者並びに継続職業訓練を受ける者であり、特に後者を重点的に対象とすることとしている。

CANEGE において教育を実践して行くに当たって、コンソーシアムは次のような点について共通政策を設けて対応することとしている。

- 学生受入れ及び進路指導のための共通窓口の設置
- 進学に際しての学歴並びに職業経験の認定手法の共通化
- 電子化される資料作成についての連携政策
- 上記の資料への遠隔からの活用についての手段の統一
- 各大学の教員グループによる個別のフォローアップ

## 単位互換による講義の単位認定と国家学位の取得

### 5 結語

フランスでは学位授与権を有する大学は全て国立であり、高等教育への進学を平等に提供するという考え方から、画一性が重視されてきた。学生数や教育研究分野等に基づく画一的な予算・人員配分、国から大学への学位授与権の資格付与(habilitation)などといった各種施策によって、国によって大学の水準維持が図られる中央集権的なシステムがとられてきたところである。

しかし、1980年代以降、州(région)の創設などに見られるように、国全体として地方や国の下部機関等への分権が急速に進み、遅れてではあったが<sup>\*\*33</sup>、高等教育行政分野においても大学等への権限委譲や自治の拡大が図られるようになった。1980年代に始められた契約政策は、特に1990年代以降、大学の自治の拡大に大きく寄与してきている。また、自治の拡大は大学の個性拡大にもつながるものであったが、国際化が進む中、学生は大学や提供する学位、教授陣の評判で進学先を選ぶようになり、各大学は特徴を發揮しつつ学生獲得の競争を行うようになってきている。この点、Belloc(2002)は、「国家学位」のレットルだけでは、大学は市場に受け入れられるとは限らなくなった旨指摘しているところである。

そうした変化の背景には、一つには経済・社会の世界化とヨーロッパ統合という国際的な動きがあり、他方では、地域の経済的・社会的発展における大学の役割が認識されてきたことにある(Belloc 2002)。このような環境の下、多くの大学は自律性を拡大させつつ、個性的で特徴ある教育・研究を行うための組織作りに努めてきた。その動きは決して速いものではないが、次第に大学が一つの機関としてより戦略的に機能する方向に動いており、その流れは不可逆的なものとなっている(Musselin 2001)。また、情報化の進展や高等教育の国際的な競争を反映して、それに対応できるような組織を形成するような施策も採られている。

今後の大学組織は、一層多様化する学生に対応した教育を提供することや国際的な競争に堪え得る研究を行うことをめざして、ある程度の規模を有したより自律性の高い組織へと発展して行くものと考えられる。そして、評価制度が充実され、その管理運営はより専門化したものとなるであろう。既に学長の任期が1期限りであることが問題点として指摘されているところである。また、自律性が拡大されるとともに、大学予算において契約による予算の占める割合は、今後一層増えることが予想される。その結果、政府は、公教育と位置付けられる高等教育の国民への平等な提供、地方政府との関係において難しい舵取りを迫られるであろう。具体的には、入学者の不選抜や学費無償の原則を今後とも維持できるかは予断を許さず<sup>\*\*34</sup>、また、地方政府が国へ求めている高等教育に関する地方への権限委譲に関して大学側が強く反対していることへの対応をどうするかなどである。

折しも、本稿で度々言及した契約政策は、実施後 10 数年を経て、第三者によって全体的な評価が行われ、その結果が 2004 年 1 月に公表された (CGP 2004)。当該評価は、契約政策を多くの局面において評価しつつも、今後のフランスの高等教育が大きな変革の時期を迎えることを予想し、更なる改善のための提案を行っている。ここで詳細に触れることはできないが、契約政策が同国の大学政策の中で占めた位置に鑑みれば、これまでの総括とも言える当該評価は大変興味深く、フランスの大学の将来を見通す手懸かりとなり得よう。また、契約政策と日本の国立大学法人化との間に共有するものが少なくない点からも、我が国にとっても見逃せないものと思われる。

#### 参考文献

- 大場淳 (2003a) 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展 日本  
の国立大学法人化とフランスの契約政策の比較考察」『大学論集』第 33 号、  
広島大学高等教育研究開発センター。
- 大場淳 (2003b) 科学研究費補助金報告書『21 世紀の大学像構築と戦略的組織改革の  
国際比較研究』(代表：有本章)のフランス関係部分：第 1 部第 2 章第 3 節(2)「フ  
ランスの動向」及び第 2 部第 6 章「フランス」(事例研究)
- Belloc, Bernard (2002) "Incitations et transparence: Instruments de changement  
dans l'enseignement supérieur" *Conférence générale IMHE 2002*, OECD.
- Centre national de la Recherche scientifique (CNRS) (2002), *Projet d'établissement  
du CNRS Février 2002*, Mission de la stratégie du CNRS.
- Commissariat Général du Plan (CGP) (2004) *Les universités françaises en mutation  
: la politique de contractualisation (1984-2002)*.
- Conférence des Présidents d'Université (CPU) 2001 *Autonomie des Universités, Les  
actes du colloque annuel de la Conférence*, Lille 22-23 Mars 2001.
- Direction de l'Evaluation et de la Prospective (DEP) (2003) *Repères & Références  
statistiques*, Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche
- Friedberg, Erhard et Musselin, Christine (1993) *L'État face aux universités en  
France et en Allemagne*, Anthropos.
- Institut polytechnique d'e l'Université d'Orléans (IPUO) (2003) "Polytech'Orléans -  
Journée ouvertes: samedi 15 mars 2003".
- Ministère de l'Education nationale (MEN) (2001) *Mode d'emploi: Politique  
contractuelle dans l'enseignement supérieur et la recherche Vague A 2003-2006*
- Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR)  
(2002a), *Les établissements d'enseignement supérieur - Structure et*

*fonctionnement - Guide pratique Edition 15 mai 2002.*

Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2002b), *Budget coordonné de l'enseignement supérieur - Année 2003.*

Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2002c), *Campus numériques, état des lieux en janvier 2002.*

Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2003), *Première estimations de la rentrée 2003 dans l'enseignement supérieur, note d'information 03.60.*

Musselin, Christine (2001), *La longue marche des universités françaises*, Presse Universitaires de France.

Université d'Orléans "Projet d'Etablissement 2000-2003 - Document stratégique de synthèse" 1999.

Université de Poitiers "Pour une université du 21ème siècle - Projet d'établissement 2000-2003" 1999.

---

\*1 この数値には、法令上大学に位置付けられている国立理工科大学(INP: institut national polytechnique)を含まない(全3校)。

\*2 フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記す。直近では、2002年5月の政変で、「国民教育省」から「青少年・国民教育・研究省」に組織が変わった。

\*3 Savary 法は制定後数次の改正を経て、現在では教育法典(Code de l'Education)に収録されている。

\*4 「自治」は仏語の"autonomie"の訳語であるが、この語は日本語の「自律性」にも相当する。本稿では、日本語の文脈で両者を使い分けている。

\*5 学部は"faculté"の訳語として用いているが、時代によっては「大学」と訳しても差し支えない。本稿では一貫して「学部」を用い、また、"université"の訳語を「大学」としている。

\*6 各大学は、大学区長(recteur)の下、学部会議(Conseil des facultés)を設置し運営に当たった。

\*7 日本の学部に対応する組織。Savary 法以降、教育研究単位(UFR: unité de formation et de recherche)となっている。

\*8 1982年3月2日法律第82-213号。地方行政組織の再編、権限・財源の委譲、地方議員・公務員の地位等について定めた。教育に関しては、例えば、中学校の所管が国から

県(département)に移された。

\*9 国民教育省の出先機関である大学区(académie)が全国に置かれているが、大学行政に関する権限は極めて限られている。

\*10 技術の発達に対応しつつ、経済的・技術的発展に必要とされる新たな教育を行うことを目的として、1966年の政令で設置が決められた教育組織。養成課程は高卒後2年で、主として各種職業に適応する技術教育を行う。教育の15～30%は、関係する業界から講師を迎えて行われている。

\*11 第1級・第2級教員並びに生徒指導専門員(conseiller principal d'éducation)の養成、現職教員の研修、指導法研究などを行う高等教育機関。原則として、各大学区ごとに設置され、法人格を有したまま大学に付置される。管理運営評議会が置かれ、その議長は大学区長が務める。IUFM長は、管理運営評議会によって内部の教員から選ばれた3人の候補者から、国民教育大臣が任命する。

\*12 予算配分の一部を大学と国の間の契約によって行う。なお、大学等が複数年にわたる契約を締結できる旨、既に1984年のSavary法(第20条)で定められていた。

\*13 国は、5年間で160億フランの予算を高等教育に投資し、同期間に同額を地方に負担するよう求めた。

\*14 教育以外に研究も担当する大学教授(professeur d'université)及び助教授(maître de conférence)。

\*15 Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche, "La recherche universitaire", <http://www.recherche.gouv.fr/recherche/univ/rechuniv.htm> (2002年1月現在)。

\*16 国と地方の連携拡大を前提とした大学の整備計画。施設の近代化だけでなく、学生受入れの改善、企業との連携、ネットワーク整備などが盛り込まれている。

\*17 それらの設置は、学術評議会の提言に基づいて、管理運営評議会で委員3分の2以上の多数による決定によって行われる。管理運営評議会等については後述。

\*18 大学に置かれる政治学院は全国で9校あるが、内部組織として置かれているのはストラスブルグ校のみである。それ以外は、法人格を有したまま大学に付置されている。

\*19 主として産業界の需要に対応して、技師(ingénieur)の養成、技師及び技術者(technicien)の研修、科学技術研究及びその移転を行う教育研究機関。技師養成教育の修学期間は5年(高卒後)。全国に5校置かれ、4年次の編入学を除く学生募集は共通に行われ、応募者の希望等に応じて修学先が決定される。

\*20 日本の大学院にほぼ相当する大学教育課程。

\*21 管理運営組織の意思決定過程については、大場(2003a)を参照されたい。

\*22 特別補佐は2003年2月のWeb情報(2002年8月最終更新)では7名であり、担当はそれぞれ人的資源、国際関係、財務、情報通信技術、センター群、養成・教育、学生

生活・キャンパス活動となっている。

\*23 フランスの(国立)大学は法人であるが、教員を含む職員は公務員で、任命権者は国民教育大臣であり、人件費は国が負担している。

\*24 付置及び統合は、付置乃至統合される高等教育機関の要望及びその先の大学等の提案を受けて、政令によって決定される。付置される場合は、当該高等教育機関は、法人格並びに財政的自律性を保持する。

\*25 行政的・財政的自律性を持つ公法人で、大学等と他の大学等、その他の公私立機関が設立協定を締結し、所管大臣の許可を受けることによって設立される。共通の学術的・技術的・職業専門的・教育的・文化的活動、または、共用施設やサービスの管理を行う。

\*26 2002年1月の調査では、協約(convention)によるもの25、基本協定(accord-cadre)によるもの2、公的利益団体9、財団2、有限会社(SARL)2であった(予定を含む)。(MJENR 2002c)

\*27 教育内容は、一般教育・語学(25%)、技術(20%)、基礎科学科目(30%)、技師のための数学ツール(25%)である。

\*28 ポワティエにある国立機械・航空工学学院(Ecole Nationale Supérieure de Mécanique et d'Aérotechnique)。

\*29 都市圏(communauté urbaine)は、1966年の都市圏に関する法律で設置が定められた自治体相互の協力を目的とする共同体である。

\*30 CROUS(centre régional des oeuvres universitaire et scolaire)。奨学金、学生宿舎、大学食堂、外国人学生受入れなどを取り扱う学生支援のための組織。フランスでは、当該業務を行う学生支援組織は大学内部には置かれず、国立学生厚生センター(CNOUS: Centre national des oeuvres universitaire et scolaire)の下で、CROUSが全国統一に行っている。

\*31 Données de la Base universitaire des Coopérations internationales。教育研究に関してフランスの大学と外国の大学との国際交流に関する取決等を収録している。モンペリエにある国立高等教育情報センターに置かれている。

\*32 表内、それぞれ、DEUGは大学1・2年次、Maîtriseは4年次、DESSは5年次の教育課程である。

\*33 Musselinは、大学は1982年の分権法の恩恵を全く受けなかったとしている(Friedberg et Musselin 1993)。

\*34 入学者選抜については、既にパリ第9大学が半ば法令を無視する形で実施していたが、2004年3月、政令改正によって制度化されることとなった。多くの大学人は、これが一つの突破口となることを期待していると伝えられている(2004年3月10日 France2 報道)。また、学費についても、高年次の職業コースを中心に導入するべきとの強い意見がある。